

令和7年産「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン

I ランク分け

農産物検査及び食味分析の結果に基づき、以下の2区分に分ける。

	プレミアムクオリティ	ひめの凜 (プレミアムクオリティ以外)
等 級	1 等	1～3等
玄米タンパク質含有率 (水分 15%)	6.3%以下	-
水 分	14～15%	-

II 販売用パッケージのロゴマーク等の表示方法〈消費者向け販売者〉

1. ひめの凜のロゴマークと認定マークの表示方法

《プレミアムクオリティ》

原則、ロゴマークと認定マークをいずれも表示すること。



ロゴマーク



プレミアムクオリティ

認定マーク

《プレミアムクオリティ以外》

ロゴマークのみ使用することができる。(認定マークは使用不可)
ただし、農産物検査で規格外となったもの及び未検査米は、ロゴマーク及び認定マークは使用できない。

2. ひめの凜のロゴマークの大きさ

ロゴマークは、販売用パッケージの表面の概ね 5 割程度とすること。(30 kg袋以上の大きさの場合は A4 サイズ程度とする)

ただし、パッケージのデザイン等の関係から、やむをえず5割程度の大きさを確保できない場合は、使用する大きさについて農産園芸課と事前協議を行い、了承を得ること。(ロゴマークが認識できない、または文字が読めない大きさのものは不可)

※認定マークは、「ロゴマニュアルの規定」に基づき、原則、直径 55 mmとする。

販売用パッケージのイメージ（例）



プレミアムクオリティ



プレミアムクオリティ以外

※農産物検査で規格外となったもの及び未検査米は、ロゴマークの使用不可（右図のみ）

3. パッケージデザインの事前協議

認定栽培者が販売用パッケージを作成する場合は、事前に農産園芸課に協議すること（ロゴマーク、認定マークの許可申請は不要）。

4. ロゴマーク、認定マーク使用許可

認定栽培者やPRに活用する場合は使用許可は不要。

米穀小売業者やJAがロゴマーク、認定マークのデザインを使用する場合は、県に申請し、許可を得ること。

※詳細はロゴマーク使用規程を参照

Ⅳ 出荷販売先等

1. 出荷販売先

「ひめの凧」が広く県民（消費者）に行きわたるよう増産を図っていることから、より多くの県民が「ひめの凧」を購入できる機会を作ること。

2. 「ひめの凧」ブランド区分〈全認定栽培者〉

令和7年産からのブランド区分の見直しについて、出荷販売先・消費者へ十分周知すること。

《ブランド区分の見直し》

- ① 「プレミアムクオリティ」は、令和6年産から変更なし
- ② 「ハイクオリティ」及び「スタンダード」の区分は廃止し、「ひめの凧」として統一

3. 「ひめの凧」の発売解禁日

令和7年産から発売解禁の設定は行わない。ただし、ガイドラインに基づき、適切に仕分・販売すること。